



横浜市社会福祉協議会

『共済 News』

<vol. 13>
2020年
12月発行

ほら、
よこはまは
あったかい

【発行】社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会 施設福祉課 共済担当
〒231-8482 横浜市中区桜木町 1-1 横浜市健康福祉総合センター 7階
TEL 045-201-2218 (平日 9時～17時) FAX 045-201-1661

◆事務担当者の方への情報提供や加入者の皆さまへ周知をお願いしたいことなど（ホームページに掲載中）

◆最新情報をメールで受け取れます。**登録はこちらから** ⇒

◆今月の News は、「重要事項説明書」についてです。

- | | |
|-------------------|---------------|
| 1 重要事項説明書について（抜粋） | 2 1月の事務スケジュール |
|-------------------|---------------|

1 『重要事項説明書』について

★ 新規加入される方へお渡しする冊子「**年金共済事業のご案内**」の中から、重要なことにポイントを絞ってまとめています。必ずお渡しして、特に掛金と給付金については、ご説明くださるようお願いいたします。（退職一時金等を給付できない場合については特に重要です。）

★ 本会ホームページからダウンロードできますのでご活用ください。

～ 重要なポイント ～

下線のところは
特に重要です！

<退職共済金の給付>

- ★加入期間が1年以上場合に、退職または死亡した時に給付されます。
- ★加入期間が1年未満の場合は、退職共済金は給付されません。
- ★退職せずに共済事業を退会する場合は、退職共済金は1/2になります。

※加入期間が12か月で本人が負担した掛金の110%相当の共済金が支給され、加入期間が長くなるほど、年数に応じて支給乗率も上がる仕組みとなっています。

★転職する場合、転職先が市社協の共済事業に加入していて、掛金の納入期間に空白が生じなければ、加入を継続できます。

※法人毎に、本共済事業に加入できる職員の範囲は異なります。継続できるかどうかは、必ずご本人様より転職先の施設にご確認ください。

★休職中は掛金の納入を中断できますが、中断期間は加入期間から除かれます。

★退職共済金の受給申請書は退職時に速やかに提出してください。（5年以内に受給権を行使しないと消滅します）



2 1月の事務スケジュール

年末年始及び祝日を挟むため、
郵送投函日にご注意ください！

- ①【提出書類の締切日】施設・団体 ⇒⇒ 社協（共済担当） **1/10 必着**
- ②【給付金振込日（12/10締め受付分）・支給通知書の発送】 **1/12 予定**
- ③【加入者の承認通知書・掛金請求書等（1/10締め受付分）】
社協（共済担当） **1/20 発送予定** ⇒⇒⇒⇒ 施設・団体



今年も大変お世話になりました。よいお年をお迎え下さい。

